

# 平成24年度からの個人住民税に係る改正

## 1. 扶養控除の見直し

- ・16歳未満の扶養親族に係る扶養控除(33万円)が廃止になります。
- ・16歳以上19歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分(12万円)が廃止され、扶養控除の額が33万円になります。

扶養区分	扶養親族の年齢	現行の控除額	24年度から控除額	変更後の扶養区分
年少扶養親族	16歳未満	33万円	廃止	16歳未満扶養親族
特定扶養親族	16歳以上19歳未満	45万円	33万円	その他扶養親族
	19歳以上23歳未満	45万円	45万円	特定扶養親族
成年扶養親族	23歳以上70歳未満	33万円	33万円	その他扶養親族
老人扶養親族	70歳以上 (同居老親等以外)	38万円	38万円	老人扶養親族
	70歳以上 (同居老親等)	45万円	45万円	

※年齢16歳未満の扶養親族に対する扶養控除は廃止されますが、町・県民税の非課税限度額の算定に扶養親族の数をを用いるため、年齢16歳未満の扶養親族の方を申告していただく必要があります。

参考: 国税庁ホームページ ⇒ [所得税に係る扶養控除の改正](#)

## 2. 扶養控除の改変に伴う同居特別障害者算額の見直し

- ・扶養親族または控除対象配偶者が同居特別障害者(障害1, 2級もしくは相当で同居)である場合の、同居特別障害者加算(住民税)23万円は廃止され、同額が特別障害者控除に加算されます。
- ・一般障害者である場合や非同居の場合の障害者控除は従来どおりです。

改正前					
扶養区分	扶養控除			障害者控除	
	年齢	扶養控除額	同居特別障害者加算	特別障害者控除	普通障害
扶養親族	0~15	33万円	23万円	30万円	26万円
特定扶養親族	16~18	45万円			
	19~22	45万円			
老人扶養親族	70以上	38万円			
同居老人扶養親族	70以上	45万円			
配偶者	70未満	33万円			
老人配偶者	70以上	45万円			



改正後						
扶養区分	扶養控除			障害者控除		
	年齢	扶養控除額	同居特別障害者加算	特別障害		普通障害
				非同居	同居	
年少扶養親族	0~15	廃止	廃止	30万円	53万円	26万円
その他扶養親族	16~18	33万円				
特定扶養親族	19~22	45万円				
成年扶養親族	23~69	33万円				
老人扶養親族	70以上	33万円				
同居老人扶養親族	70以上	45万円				
配偶者	70未満	33万円				
老人配偶者	70以上	45万円				

参考: 国税庁ホームページ ⇒ [所得税に係る障害者控除の改正](#)

### 3. 寄附金税額控除の見直し

- ・ 寄付金税額控除適用下限額が5千円から2千円に引き下げられます。
- ・ 東日本大震災被災者、被災地方団体の救済を目的とする日本赤十字社、中央共同募金会等に係る災害義援金として寄附したものについて、「都道府県、市区町村に寄附したもの（ふるさと納税）」として控除を適用します。
- ・ 個人が支出した「政党又は政治資金団体に対する政治活動に関する寄附金」又は「認定NPO法人若しくは公益社団法人に対する寄附金」で一定のものについては、寄附金控除と所得税額の特別控除のどちらの適用を受けるか、選択できるようになりました。
- ・ 所得税において認定された認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金について、都道府県又は市町村が条例において個別に指定することにより、住民税の寄附金控除の対象とすることができるようになりました。

※県・市の条例で指定したNPO法人への寄付については、住所地の市町村に申告を行う必要があります、その場合は市・県民税のみの控除を受けることができます。

参考:総務省ホームページ ⇒ [ふるさと寄付金など個人住民税の寄付金税制](#)

参考:国税庁ホームページ ⇒ [個人の方が義援金等を支出した場合の取扱い](#)

参考:国税庁ホームページ ⇒ [平成23年分 確定申告書等作成コーナー](#)

### 4. 公的年金収入者の確定申告について

※公的年金収入が400万円以下の人は原則確定申告不要になりましたが、住民税申告は必要な場合があります

- ・ 公的年金等の収入が400万円以下で、かつその年の公的年金等以外の所得金額が20万円以下の人は、確定申告しなくてもよいことになりました。ただし、確定申告すると税金が還付されるケースもあるので、申告の要・不要の判断は慎重に。

以下の方は、住民税申告の必要となります

- ・ 平成23年分公的年金等の源泉徴収票に記載された、扶養親族情報、障害者情報に変更や追加のある方や医療費控除がある方は住民税申告の必要があります。